

# 大阪市立小・中学校空調設備整備事業 要求水準書 新旧対照表

令和5年11月30日付で公表した要求水準書(案)を、令和6年4月12日付で公表した要求水準書にするにあたって、以下の点を修正した。

No.	頁	(要求水準書(案)) 項 番				修正前	修正後
1	目次					第7 所有権移転後の移設等業務要求水準 1. 基本事項 2. 移設等業務に関する要求水準	第7 所有権移転後の移設業務要求水準 1. 基本事項 2. 移設業務に関する要求水準
2	目次					別紙6 空調環境の標準提供条件 別紙7 空調設備の整備対象室数及びCR数一覧	<b>別紙6 提出書類一覧(維持管理業務)</b> 別紙7 空調環境の標準提供条件 別紙8 空調設備の整備対象室数及びCR数一覧
3	1	1				1. 本要求水準書の位置づけ 本要求水準書(案)は、大阪市(以下「本市」という。)が、大阪市立小・中学校空調設備整備事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者の選定にあたり、応募者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして、本事業の業務遂行について、選定事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。 なお、本要求水準書(案)における業務水準とは、入札説明書、入札説明書等に関する質問に対する回答、本要求水準書、実施方針、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、事業を実施するにあたり満たすべき水準となる。	1. 本要求水準書の位置づけ 本要求水準書は、大阪市(以下「本市」という。)が、大阪市立小・中学校空調設備整備事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者の選定にあたり、応募者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして、本事業の業務遂行について、選定事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。 なお、本要求水準書における業務水準とは、入札説明書、入札説明書等に関する質問に対する回答、本要求水準書、実施方針、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、事業を実施するにあたり満たすべき水準となる。
4	3	1	5	(1)	⑥	⑥ 所有権移転後の移設等業務 a. 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設等が必要となった場合の移設等業務 空調設備の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、本市の負担とする。 なお、移設に伴い一時的に取り外した空調設備を保管する場所は市が別途指定する。	⑥ 所有権移転後の移設業務 a. 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設が必要となった場合の移設業務 空調設備の移設業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、本市の負担とする。 なお、移設に伴い一時的に取り外した空調設備を保管する場所は市が別途指定する。

# 大阪市立小・中学校空調設備整備事業 要求水準書 新旧対照表

令和5年11月30日付で公表した要求水準書(案)を、令和6年4月12日付で公表した要求水準書にするにあたって、以下の点を修正した。

No.	頁	(要求水準書(案)) 項 番				修正前	修正後
5	4	1	6	③		<p>③ 維持管理期間 令和7年度中～令和23年3月<b>末</b> 令和7年度施工分 令和7年度中～令和23年3月<b>末</b> 令和8年度施工分 令和8年度中～令和23年3月<b>末</b> 令和9年度施工分 令和9年度中～令和23年3月<b>末</b> 引き渡しを行った年度の次の年度の月初から維持管理期間を開始する。 ただし、選定事業者の提案により施工期間が1年以上短縮された場合(本市が施工時期を指定した学校を除く。)の維持管理終期は、この限りではなく、最終施工分の所有権移転が完了した年度末から13年後の年度末とする。</p>	<p>③ 維持管理期間 令和7年度中～令和23年3月<b>31日</b> 令和7年度施工分 令和7年度中～令和23年3月<b>31日</b> 令和8年度施工分 令和8年度中～令和23年3月<b>31日</b> 令和9年度施工分 令和9年度中～令和23年3月<b>31日</b> 引き渡しを行った年度の次の年度の月初から維持管理期間を開始する。 ただし、選定事業者の提案により施工期間が1年以上短縮された場合(本市が施工時期を指定した学校を除く。)の維持管理終期は、この限りではなく、最終施工分の所有権移転が完了した年度末から13年後の年度末とする。</p>
6	5	1	6	③	※	<p>※選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行う。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、<u>それに従うこと</u>。</p>	<p>※選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行う。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、<u>それに応じる</u>こと。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、本市は協議に応じるものとする。</p>
7	5	1	7			<p>・ 選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行うものとする。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、<u>それに従うこと</u>。</p>	<p>・ 選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行うものとする。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、<u>それに応じる</u>こと。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、本市は協議に応じるものとする。</p>
8	6	1	11			<p>本事業の遂行に際しては、設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設等業務、の各業務の提案内容に応じて関連する法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。対象となる法令等は、別紙2を参照すること。</p>	<p>本事業の遂行に際しては、設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務、の各業務の提案内容に応じて関連する法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。対象となる法令等は、別紙2を参照すること。</p>
9	10	2	3	(1)		<p>・ 本事業には、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により整備対象設備の移設等を含むため、整備対象設備の移設(「第7 所有権移転後の移設等業務要求水準」参照)等を行う際に、移設・復旧が速やかな移設・復旧が可能とるように配慮すること。</p>	<p>・ 本事業には、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により整備対象設備の移設等を含むため、整備対象設備の移設(「第7 所有権移転後の移設業務要求水準」参照)を行う際に、移設・復旧が速やかな移設・復旧が可能と<b>なる</b>ように配慮すること。</p>
10	11	2	3	(2)		<p>・ ヒートポンプエアコンはグリーン購入法(国等による環境物品等の調達)の推進等に関する法律)によること。</p>	<p>・ ヒートポンプエアコンはグリーン購入法(国等による環境物品等の調達)の推進等に関する法律) <u>や環境省LD-Tech認証制度</u>によること。</p>

# 大阪市立小・中学校空調設備整備事業 要求水準書 新旧対照表

令和5年11月30日付で公表した要求水準書(案)を、令和6年4月12日付で公表した要求水準書にするにあたって、以下の点を修正した。

No.	頁	(要求水準書(案)) 項 番				修正前	修正後
11	11	2	3	(2)	<p>・ 室内機は対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置すること。<u>ただし、対象室がパーティション等で間仕切りをして使用することを想定している場合は、間仕切り後の各室に1台以上の室内機の設置を行うこと。</u></p>	<p>・ 室内機は対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置すること。</p>	
12	13	2	3	(6)	<p>・ 動力負荷の増加により、力率の悪化が想定される場合には、必要に応じてコンデンサを設置すること。</p>	<p>・ 動力負荷の増加により、力率の悪化が想定される場合には、<b>力率が85%未満にならないよう</b>必要に応じてコンデンサを設置すること。</p>	
13	13	2	3	(7)	<p>・ 電気方式による空調導入校において、デマンドコントロールを実施する場合は、実際の空調設備の運用状況に応じてできるだけ快適な室内環境(対象室の室温が概ね「別紙6 空調環境の標準提供条件」の「運用室内温度」を維持する室内環境)を確保すること。</p>	<p>・ 電気方式による空調導入校において、デマンドコントロールを実施する場合は、実際の空調設備の運用状況に応じてできるだけ快適な室内環境(対象室の室温が概ね「別紙7 空調環境の標準提供条件」の「運用室内温度」を維持する室内環境)を確保すること。</p>	
14	14	2	3	(8)	<p>・ 室外機を撤去する場合は、機器本体並びに不要となる基礎、屋外露出の配管、配線、盤類及びこれらの付属品を撤去すること。</p>	<p>・ 室外機を撤去する場合は、機器本体並びに不要となる基礎<b>(躯体と一体のものを除く)</b>、屋外露出の配管、配線、盤類及びこれらの付属品を撤去すること。</p>	
15	14	2	3	(8)	<p>・ 室外機の撤去に伴い、撤去する室外機を取り囲むネットフェンス内に、継続使用または更新対象となる他系統の室外機が設置されていない場合、ネットフェンス及び基礎を撤去すること。</p>	<p>・ 室外機の撤去に伴い、撤去する室外機を取り囲むネットフェンス内に、継続使用または更新対象となる他系統の室外機が設置されていない場合、ネットフェンス及び基礎<b>(躯体と一体のものを除く)</b>を撤去すること。</p>	
16	14	2	3	(8)	<p>・ ランチルーム(食堂)にある既設設備のセントラル方式の空調設備は、パッケージ式空調設備に更新すること。既設設備のセントラル方式の空調設備を構成する機械室内の熱源機器、付帯設備等、露出部の配管、露出部のダクト、露出部の保温・ラッキング材、架台、鋼材等を撤去し適切な方法により廃棄処理すること。それらの撤去により生じた躯体の開口部・スリーブ等は適切な方法で塞ぐこと。</p>	<p>・ ランチルーム(食堂)にある既設設備のセントラル方式の空調設備は、パッケージ式空調設備に更新すること。<b>なお、既設ダクトを使用した方式の場合、既設ダクト等の再使用範囲は本市と協議により決定すること。</b>既設設備のセントラル方式の空調設備を構成する機械室内の熱源機器、付帯設備等、露出部の配管、露出部のダクト、露出部の保温・ラッキング材、架台、鋼材等を撤去し適切な方法により廃棄処理すること。それらの撤去により生じた躯体の開口部・スリーブ等は適切な方法で塞ぐこと。</p>	
17	16	2	3	(12)	<p>・ 整備対象設備は各室単位<b>(パーティション等で間仕切りをして使用することを想定している室は、間仕切り後の室単位)</b>での個別運転が可能とすること。</p>	<p>・ 整備対象設備は各室単位での個別運転が可能とすること。</p>	

# 大阪市立小・中学校空調設備整備事業 要求水準書 新旧対照表

令和5年11月30日付で公表した要求水準書(案)を、令和6年4月12日付で公表した要求水準書にするにあたって、以下の点を修正した。

No.	頁	(要求水準書(案)) 項 番				修正前	修正後
18	16	2	3	(12)		<p>➢ 集中管理コントローラーはタッチパネル式とする。集中コントローラーの設置場所は、原則、既存集中コントローラーの設置位置とするが、本市または対象校から設置場所について要望があった場合は、協議により決定すること。</p>	<p>➢ 集中管理コントローラーはタッチパネル式とする。集中<b>管理</b>コントローラーの設置場所は、原則、既存集中<b>管理</b>コントローラーの設置位置<b>もしくはその近く</b>とするが、本市または対象校から設置場所について要望があった場合は、協議により決定すること。</p>
19	17	2	3	(14)		<p>・ 既設空調設備にはデマンドコントロール機能は付属していない。</p>	<p>・ 既設空調設備にはデマンドコントロール機能は付属していない。<b>また、電気室にある既設デマンド監視装置を本事業に利用することはできない。</b></p>
20	20	3	3	(3)		<p>・ 既存設備は、工事期間中も従前の機能を確保すること。工事に伴い、やむを得ず機能が一時的に停止する場合は、事前に本市及び対象校と協議し、必要に応じて代替措置を講じること。</p>	<p>・ 既存設備は、工事期間中も従前の機能を確保すること。工事に伴い、やむを得ず機能が一時的に停止する場合は、事前に本市及び対象校と協議し、<b>学校運営に支障が生じないよう</b>必要に応じて代替措置を講じること。</p>
21	29	6	1	(4)		<p><u>以下の計画書及び報告書を作成し、本市へ提出すること。</u></p>	<p><u>別紙6 提出資料一覧(維持管理業務)に記載の計画書及び報告書等を作成し、本市へ提出すること。</u></p>
22	29	6	1	(4)	①	<p><u>① 維持管理業務計画書等の提出</u>                      ・ <u>維持管理業務の実施に必要な計画書、手順書、帳票等(以下、「維持管理業務計画書等」という。)を作成し、本市の承諾を得ること。維持管理業務計画書等に記載する内容を以下に示す。</u>                      ➢ <u>業務の内容、業務実施体制、業務実施の手順、各手順の内容・実施基準、業務実施結果の記録方法、本市への報告内容・連絡方法、業務の内容・体制・手順等の見直し・改善の方法・手順、その他必要となる文書・帳票・様式(年間計画書、月間計画書、基準表、記録、点検表等)</u></p>	<p>(削除)                      ※別紙6にて修正</p>
23	29	6	1	(4)	②	<p><u>② 年間事業計画書の提出</u>                      ・ <u>事業年度が開始する1箇月前までに、各対象校における維持管理業務の業務計画を記載した年間事業計画書を作成し、本市に提出すること。ただし、初年度は空調環境の提供開始時の1箇月前までに行うこと。</u></p>	<p>(削除)                      ※別紙6にて修正</p>

# 大阪市立小・中学校空調設備整備事業 要求水準書 新旧対照表

令和5年11月30日付で公表した要求水準書(案)を、令和6年4月12日付で公表した要求水準書にするにあたって、以下の点を修正した。

No.	頁	(要求水準書(案)) 項 番				修正前	修正後
24	29	6	1	(4)	③	<p><u>③ 月次報告書の提出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>事業契約書に規定するとおり、当該期間の整備対象設備の維持管理業務の状況に関する月次報告書を作成し、本市に提出し、確認を得ること。</u></li> <li>・ <u>上記の報告書の内容は、以下に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。</u></li> <li>➢ <u>対象校別の整備対象設備に係る月別エネルギー消費量(空調環境提供に係る消費分)</u></li> <li>➢ <u>整備対象設備の室外機別の月別運転時間及び全負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量の実績値(室外機別エネルギー消費量を運転時間で除した値を各月の負荷率で除した値)</u></li> <li>➢ <u>整備対象設備に係る対象室別(室内機別)の日別・月別空調稼働時間</u></li> <li>➢ <u>整備対象設備に係る対象室別室内温度等測定記録(当該月に測定対象となった学校における対象室分)</u></li> <li>➢ <u>維持管理実施記録</u></li> <li>➢ <u>負荷率は、「別紙6 空調環境の標準提供条件」で示す数値を用いること。</u></li> </ul>	<p>(削除)</p> <p>※別紙6にて修正</p>
25	29	6	1	(4)	④	<p><u>④ 年度業務実績報告書の提出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>事業契約書に規定する当該期間の整備対象設備の維持管理業務に関する年度業務実績報告書を作成し、本市に提出し、確認を得ること。</u></li> <li>・ <u>上記の報告書の内容は、各事業年度の月次報告書の取りまとめ及び以下に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。</u></li> <li>➢ <u>対象校別の整備対象設備に係る年間エネルギー消費量(空調環境提供に係る消費分)</u></li> <li>➢ <u>整備対象設備の室外機別の年間運転時間及び全負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量の年間実績値(室外機別年間エネルギー消費量を全負荷相当運転時間で除した値)</u></li> <li>➢ <u>整備対象設備に係る対象室別(室内機別)の総空調稼働時間(ただし、負荷率は「別紙6 空調環境の標準提供条件」で示す数値を用いること。)</u></li> <li>➢ <u>フロン排出抑制法に基づく定期点検記録(提出は実施年のみとするが、修理、冷媒の充填・回収を行った場合は、回収証明書、充填証明書の交付を受け、冷媒漏えい点検記録簿に記録すること。)</u></li> </ul>	<p>(削除)</p> <p>※別紙6にて修正</p>

# 大阪市立小・中学校空調設備整備事業 要求水準書 新旧対照表

令和5年11月30日付で公表した要求水準書(案)を、令和6年4月12日付で公表した要求水準書にするにあたって、以下の点を修正した。

No.	頁	(要求水準書(案)) 項 番				修正前	修正後
26	30	6	3	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な空調環境の提供条件を「別紙6 空調環境の標準提供条件」に示す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な空調環境の提供条件を「別紙7 空調環境の標準提供条件」に示す。</li> </ul>	
27	31	6	3	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち市が別途指定する対象室の室内温度及び外気温度等を測定または計測済みのデータを提出し、提供条件の確認を行い、本市に報告すること。なお、対象となる学校及び教室等は本市が指定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち15校程度の対象室の室内温度(集中管理コントローラーからのデータ抽出も可)及び外気温度等を測定または計測済みのデータを提出し、提供条件の確認を行い、本市に報告すること。なお、対象となる学校は本市が指定する。</li> </ul>	
28	34	7			第7 所有権移転後の移設等業務要求水準	第7 所有権移転後の移設業務要求水準	
29	34	7	1	(1)	<p>所有権移転後の移設等業務には以下の業務を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設等が必要となった場合の移設等業務</li> </ul> <p>空調設備の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき本市の負担とする。</p>	<p>所有権移転後の移設業務には以下の業務を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設が必要となった場合の移設業務</li> </ul> <p>空調設備の移設業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき本市の負担とする。</p>	
30	34	7	1	(2)	所有権移転後の移設等業務の業務期間は令和22年度末までとする。	所有権移転後の移設業務の業務期間は令和22年度末までとする。	
31	34	7	2		2. 移設等業務に関する要求水準	2. 移設業務に関する要求水準	

# 大阪市立小・中学校空調設備整備事業 要求水準書 新旧対照表

令和5年11月30日付で公表した要求水準書(案)を、令和6年4月12日付で公表した要求水準書にするにあたって、以下の点を修正した。

No.	頁	(要求水準書(案)) 項 番				修正前	修正後
32	34	7	2	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により、整備対象設備の移設等(設備の保管を含む)が必要となった場合、本市の指示に基づき業務を実施すること。</li> <li>上記の整備対象設備の移設等に係る費用は、本市の負担とし、本市は、当該移設設置に際し、別途に締結する契約に基づき、当該移設等の費用を選定事業者に対して支払う。支払方法は、本市及び選定事業者が協議して定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により、整備対象設備の移設(設備の保管を含む)が必要となった場合、本市の指示に基づき業務を実施すること。</li> <li>上記の整備対象設備の移設に係る費用は、本市の負担とし、本市は、当該移設設置に際し、別途に締結する契約に基づき、当該移設の費用を選定事業者に対して支払う。支払方法は、本市及び選定事業者が協議して定める。</li> </ul>	
33	別紙1				<p><u>本事業の対象校の変更は、別紙1 本事業の対象校一覧 新旧対照表による</u></p>		
34	別紙2				1. 法令等 <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの使用の合理化に関する法律</li> </ul>	1. 法令等 <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</li> </ul>	
35	別紙2				2. 条例等 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>大阪府建築基準法施行条例</u></li> <li><u>大阪府建築基準法施行細則</u></li> <li><u>大阪府環境基本条例</u></li> <li><u>大阪府生活環境の保全等に関する条例</u></li> <li><u>大阪府循環型社会形成推進条例</u></li> <li><u>大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する条例</u></li> <li><u>大阪府暴力団排除条例</u></li> <li><u>大阪府の休日に関する条例</u></li> <li>その他、対象校が立地する市町村における火災予防条例、下水道条例等、本事業に係る関係条例</li> <li><u>大阪府文化財保護条例</u></li> <li><u>大阪府温暖化の防止等に関する条例</u></li> <li><u>大阪府個人情報保護条例</u></li> <li><u>大阪府グリーン調達方針</u></li> <li><u>その他大阪市条例等</u></li> </ul>	2. 条例等 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>大阪市建築基準法施行条例</u></li> <li><u>大阪市建築基準法施行規則</u></li> <li><u>大阪市環境基本条例</u></li> <li><u>大阪市暴力団排除条例</u></li> <li><u>大阪市の休日に関する条例</u></li> <li><u>大阪市個人情報保護条例</u></li> <li><u>大阪市グリーン調達方針</u></li> <li>その他、対象校が立地する市町村における火災予防条例、下水道条例等、本事業に係る関係条例</li> </ul>	
36	別紙2				3. 参考基準・指針等 <ul style="list-style-type: none"> <li><u>LPガス設備設置基準及び取扱要領(高圧ガス保安協会)</u></li> </ul>	3. 参考基準・指針等  <b>※削除</b>	

## 大阪市立小・中学校空調設備整備事業 要求水準書 新旧対照表

令和5年11月30日付で公表した要求水準書(案)を、令和6年4月12日付で公表した要求水準書にするにあたって、以下の点を修正した。

No.	頁	(要求水準書(案)) 項 番	修正前	修正後
37	別紙 6		別紙6 <u>空調環境の標準提供条件</u>	別紙6 <u>提出書類一覧(維持管理業務)</u>  ※新規追加
38	別紙 7		別紙6 <u>空調環境の標準提供条件</u>	別紙7 <u>空調環境の標準提供条件</u>
39	別紙 8		別紙7 <u>空調設備の整備対象室数及びCR数一覧</u>	別紙8 <u>空調設備の整備対象室数及びCR数一覧</u>  ※空調設備の整備対象室及びCR数の変更は、別紙8 <u>空調設備の整備対象室及びCR数一覧 新旧対照表</u> による。